

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月1日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第11号中「100万円」を「200万円」に改め、「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同条第16号中「100万円」を「1,000万円」に改め、同条第17号を削り、同条第18号中「100万円」を「200万円」に改め、「関すること」の次に「（第8条第17号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第17号とする。

第7条の3第7号中「100万円以上300万円」を「200万円以上500万円」に改め、「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同条第9号中「100万円以上300万円」を「200万円以上500万円」に改め、「関すること」の次に「（次条第17号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1,000万円以上2,000万円未満のものに関すること。

第8条第15号中「100万円」を「200万円」に改め、「施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同条第17号ケ中「100万円」を「200万円」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件
1,000万円未満のものに関すること。

第11条の2中「70万円」を「150万円」に改める。

第12条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。